

留 学 業 約 款

第1条. 約款

株式会社トリプルファースト（以下、当社とします）は、本約款に従いお申込者に対して留学サポート（留学手続きの代行および渡航前、渡航後のサービス等）を提供します。

第2条. 契約の成立

お申込者が当社所定の申込書・WEBフォームに必要事項を記入し送信、当社がそれを受理した時点で契約成立となります。ただし、未成年者や持病をお持ちの方は上記の申込書・WEBフォームに加え当社所定の渡航同意書を書面にて受理した時点で契約成立となります。

第3条. 申込み条件

お申込者が下記事由に該当する場合には、当社がお申込みをお断りすることがあります。

- ・各種学校及び宿泊施設の受け入れ状況により手配が困難だと当社が判断した場合
- ・お申込者が当社以外の留学代理店へ既に申込みを行っているたり、お申込者が直接教育機関へ申込みを行っている場合
- ・その他、当社がお申込者に対してプログラムの参加条件を満たしていない、お申込内容にそぐわないと判断した場合

第4条. 留学手続き代行費用

当社では下記手配費用を除き各種留学プログラムの商品に応じた費用と送金手数料のみを申し受けます。また、お申込者の希望する各種留学プログラムの商品に応じた費用は相談時に提示を致します。

- ・申込金：無料
- ・語学学校（フィリピン）：無料
- ・語学学校（留学期間12週以上）：無料
- ・語学学校（フィリピンを除く12週未満の短期留学）：50,000円（税別）
- ・緊急手配費用（フィリピンを除く30日未満の申込）：30,000円（税別）
- ・送金手数料：実費（※1）

（※1）銀行へ支払う海外送金手数料、中継銀行手数料、支払い先の受取人手数料を合わせたものとなり、渡航国によって変わります。

第5条. 各手配のサービス及び代金に含まれるもの

当社は当約款に基づき、下記を留学サポートとして提供します。

- ・留学に関するアドバイス
- ・学校選定アドバイス及び入学手続きサポート
- ・滞在先手配サポート
- ・渡航手配手配サポート
- ・現地生活サポート
- ・海外旅行保険手続き
- ・ビザ取得のお手伝い
- ・帰国後就職サポート

また、当社はお申込者が利用を希望する渡航国でのオフィスサービス内容をご案内し、お申込み内容（就学期間や渡航国など）により提携オフィスでのサポートにて別途費用が発生する場合には契約前にご案内致します。

第6条. 代金のお支払い

本約款に基づく手続き費用を含むプログラム料金、実費のお支払いは当社が指定した期日までに当社の指定する方法でご入金ください。指定の期日までにご入金が確認出来ない場合には留学サポートの停止、お申込者の希望する期日までに手続きが完了しない場合もございます。なお下記は当社へのお支払い金額に含まれません。

1. 入国、出国の際の航空券、及び日本国内における自宅から空港までの交通費
2. 渡航手続諸費用（パスポート申請代金、ビザ申請代金）とその手配
3. 渡航先での生活費（水道光熱費、教材費、外国人登録費用等）

第7条. 申込み成立後の留学手続き変更と変更手数料

留学サポートのお申し込み後にお申込者の都合で教育機関や受講コース、留学期間の短縮、入学日等の変更がある場合、下記の変更手数料が必要となります。

- ・契約成立日以降の教育機関変更：50,000円（税別）
- ・契約成立日以降のコース・部屋・出発日等の変更：10,000円（税別）（※1 回目は無料）

当社が定める変更手数料とは別に申込先から変更料金が発生する場合があります。その際には当社を通じて、お申込者へご請求させて頂きます。

第8条. キャンセル手続き、ご返金について

お申込者は以下に定めるキャンセル費用をお支払いいただく事でいつでも契約を解除する事ができます。ご返金はお支払金額に基づき当社指定のキャンセル費用、第4条の送金手数料を差し引きお申込者様指定の銀行口座へ返金致します。なお、返金の際に為替差損が発生した場合にはお申込者負担となり、上記金額から差し引くものとします。

- ・契約日以降のお取消：80,000円（税抜）
- ・出発日60日を切ったお取消：お支払い金額の30%
- ・出発日30日を切ったお取消：お支払い金額の70%
- ・日本出国日以降のお取消：お支払い金額の100%

1. キャンセル手数料の下限は80,000円となります。
2. 当社が定めるキャンセル手数料とは別に申込先からキャンセル料が発生する場合があります。その際には当社を通じて、お申込者へご請求させて頂きます。
3. 申込先によっては、お申込者に直接返金額が提示される場合がありますが、その場合は当該返金額から上記のキャンセル費用、第4条の送金手数料を差し引かれた後に返金が行われます。キャンセルをされる場合には、必ず当社にもご連絡をお願い致します。
4. 保険、携帯電話、航空券などのキャンセルについては別途各提供会社の規定に準じます。

第9条. 当社からの解約

下記に定める事由がお申込者に認められる場合、当社は催告の上で本約款に基づく契約を解除できるものとします。また、このような場合においては解約により当社に生じた費用や損失はお申込者が負担するものとし、当社からお申込者に対して一切返金を致しません。

- ・お申込者が本約款に違反したとき
- ・当社指定の期日までにお申込者が代金を支払わない場合
- ・お申込者が当社の業務を妨害する行為、または手配に支障をきたす場合
- ・お申込者が当社に届け出た情報に虚偽、重大な遺漏があることが明らかになったとき
- ・お申込者が所在不明、または当社からの連絡に対し1ヶ月以上わたり音信不通となったとき
- ・お申込者がホームステイ滞在中、ホストファミリーの生活を妨げる行為をした場合や、各教育機関での素行が劣悪であった場合
- ・お申込者の心身の健康状態が著しく悪化し、留学の継続が困難と受入先より判断があった場合

上記項目にて解約が行われる際には、お申込者は当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第10条. 免責事項

当社はお申込者が次の損害を被った場合においては、当社は責任を負いません。

- ・天災地変、戦乱、暴動、テロなどによる留学日程の変更や渡航の中止
- ・運送、宿泊機関等のサービス提供の中止や遅延などによる日程の変更もしくは中止
- ・官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離などによる日程の変更もしくは中止
- ・自由行動中の事故、食中毒、盗難

- ・各種プログラムを途中でキャンセルされた場合における損失
- ・宿泊施設や各学校での備品などの破損等
- ・各教育機関側の諸事情でコース内容の変更・中止によって損害が生じた場合
- ・当社の責によらない事由でパスポートおよびビザなどの取得に時間がかかり、希望出発日に間に合わない場合
- ・お申込者の書類不備等、当社の責によらない事由で希望のビザが発行されなかった場合や入国拒否された場合
- ・お申込者の主観的事由に基づき、希望留学先・滞在先の条件が希望と合わない場合
- ・学校や滞在先による事情で、授業料、滞在費、各種費用、その他の内容が当社の説明、契約時の内容と異なっていた場合
- ・学校がウェブサイト、パンフレットで公表している授業プログラム、滞在等の内容と実際が異なっていた場合
- ・ホームページ、パンフレット、及び各種資料に掲載されている内容の変更、記載内容の間違いや誤読、法律の改正、その他の原因により損害が生じた場合
- ・申込み手続きは全て最終自己責任及び自己による確認により判断・理解に基づいた手続き及び行動であり、申込み時より変更が生じた場合においても当社の免責事項とします
- ・各種媒体の情報利用に関しては、その内容を保証するものではないため、お申込者は学校の情報に関して情報元のホームページや資料の確認義務を要します。

第11条. 当社の責任

各手配の履行にあたり、当社の故意又は過失により、お申込者へ損害を与えた場合は、その損害の相当額を賠償致します。ただし、損害発生から1年以内に当社に対して通知があり、その障害が当社の責任であることが認められる場合に限りです。

また、当社及び各営業所の手続きのミスによる金銭的損失があった場合、お申込者に相当額の返金を保証するものとします。

第12条. お申込者の責任

- ・お申込者は渡航後、留学生個人の責任において行動するものとし、法令、秩序、良俗もしくは留学先などの規則に従い、違反がないように努める必要があります。
- ・もしお申込者が故意・過失・法令・公序良俗に反する行為や本約款の記載事項を順守しなかったことにより、当社が損害を受けた場合は、当社はお申込者へ損害の賠償を申し受けることができます。
- ・渡航先での安全面、偶発の事故後の留学継続対策等を考慮しお申込者は原則として海外旅行保険への加入を義務とします。もし加入をされないで渡航された際の事故や損失は全てお申込者の責任によるものとします。
- ・また、お申込者は各種留学手続きに必要な書類を当社が指定する期日までに準備し、指定された方法で提出するものとします。
- ・現地到着後、学校延長やその他の学校へ申込の際には必ず当社にて手配をお願い致します。もしご自身での手配、もしくはその他の手段で申込が発覚した場合には現地のサポートを中止させて頂きます。

第13条. 留学希望者に係る情報の利用

当社は、取得した個人情報の利用目的や取扱の詳細は定めたプライバシーポリシーに準じています。

当社はお申込者である留学希望者にかかる氏名、年齢、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、メールアドレス等の情報を、留学相談や留学サポートの提供、契約の申込み、教育機関との契約締結、その他の約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用する事ができます。

また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、留学希望者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

第14条. 契約の有効期限

当契約の有効期間はお申込者の契約成立日より、予定していた留学プログラムを完了、及び現地滞在中を終え帰国するまでとする。

第15条. 信義則

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、当社お申込者各誠意をもって協議し、これを解決する。

裁判外の（特にWEB サイトやソーシャルネットワークサービス等のオンラインを通じた媒体による）一方的主張を当社お申込者いずれかが掲載し、相手方が損害を受けた場合、当該主張を掲載した当社またはお申込者は損害賠償の責を免れない。

第16条. 苦情の申し出

甲は、乙の留学サポート業務に関する苦情について、当事者間で解決ができない場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるための申し出を行うことができるものとする。

NPO 法人 留学協会（理事長 津吹一晴）
内閣府認証NPO 法人（特定非営利活動法人）
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3-6-10 MOビル201
TEL 03-5282-8600 FAX 03-3291-4126
受付時間 平日（10:00～16:00）

第17条. 管轄裁判所

本契約又は個別契約に関し、紛争が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって、第一審の管轄裁判所とする。

第18条. 附則

当約款の条件等は、2019年9月1日より適用を行う。条件の内容等は予告無く変更される場合があるものとする。